

## 16 ○岡山県立図書館ボランティア活動実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民が、ボランティアとして活動できる場を提供し、県民の図書館への理解を促すとともに県民と図書館が連携して図書館活動の活性化と振興を図ることを目的とする。

2 この要領は、図書館における「ボランティア」の受入等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「図書館ボランティア」とは、自らの自由意志に基づき生涯学習の一環として、図書館における利用者サービス活動のため、その知識・技能等を無償で提供できる者をいう。

(活動内容)

第3条 図書館ボランティアの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者利用支援
- (2) 児童サービス支援（読み聞かせ、ストーリーテリング、布絵本製作）
- (3) 情報サービス支援
- (4) メディア工房支援
- (5) その他 知識・経験を生かしたボランティア活動

(申請)

第4条 ボランティア活動を希望する者は、図書館ボランティア申込書（別記様式1）により、図書館長に申し出るものとする。

(登録)

第5条 館長は、前条の申込みがあった場合は、次の1号及び2号の要件を満たす者について、図書館ボランティアとして登録を行う。登録はボランティア名簿への登載による。登録期間は登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、引き続きボランティア活動を希望する者については、年度毎に登録を更新することができる。

- (1) 図書館の活動に理解と関心を持ち、年間をとおして継続的な活動ができること。また、学生の場合は、特定の期間を限定して集中的に活動ができること。
- (2) 図書館が行うボランティア養成講座に参加できること。または受講を終了していること。ただし、図書館におけるボランティア活動に関する知識、経験等を有する者は、所定の講座の一部を免除することができるものとする。
- (3) 図書館ボランティアが図書館の業務に支障のある行為等を行った場合には、館長は登録を取り消すことができる。
- (4) 図書館ボランティアは、年度途中で自己の都合により登録を辞退しようとするときは、その旨を申し出るものとする。

(活動日等)

第6条 図書館ボランティアの活動日は休館日を除く日とし、活動時間は、原則として開館時間内とする。1回あたり2時間程度とする。

(名札の着用)

第7条 図書館ボランティアは館内で活動中は、名札（別記様式2）を利用者からよく見える位置に付け図書館ボランティアであることを示す。

(遵守事項)

第8条 図書館ボランティアは、その活動にあたっては別に定める図書館ボランティア活動の留意事項を遵守するとともに職員の指示に従うものとする。

2 図書館ボランティアは、活動中知り得た秘密（図書館管理運営上の秘密及び利用者の個人情報など）を漏らしてはならない。図書館ボランティアを退いた後も、また、同様とする。

(経費の負担)

第9条 図書館ボランティアのボランティア保険は、図書館がその加入事務を行い経費を負担する。その他の経費は、図書館は負担しない。

(研修)

第10条 図書館は、図書館ボランティアとしての知識と技能を向上しその活動が効果的に進められるよう研修を行なう。

(連絡会議)

第11条 図書館ボランティアの活動を円滑に行なうため、図書館と図書館ボランティアとの連絡会を随時開催する。

附 則

この実施要領は、平成16年9月25日から実施する。

附 則

この実施要領は、平成28年4月1日から実施する。